

第1回新・京都府営水道ビジョン検討部会

日 時 令和3年3月19日（金）

午後3時から

場 所 京都ガーデンパレス「祇園」

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 部会長の選任について
- (2) 新ビジョン構成案について
- (3) 新ビジョン策定のスケジュールについて
- (4) その他

3 閉 会

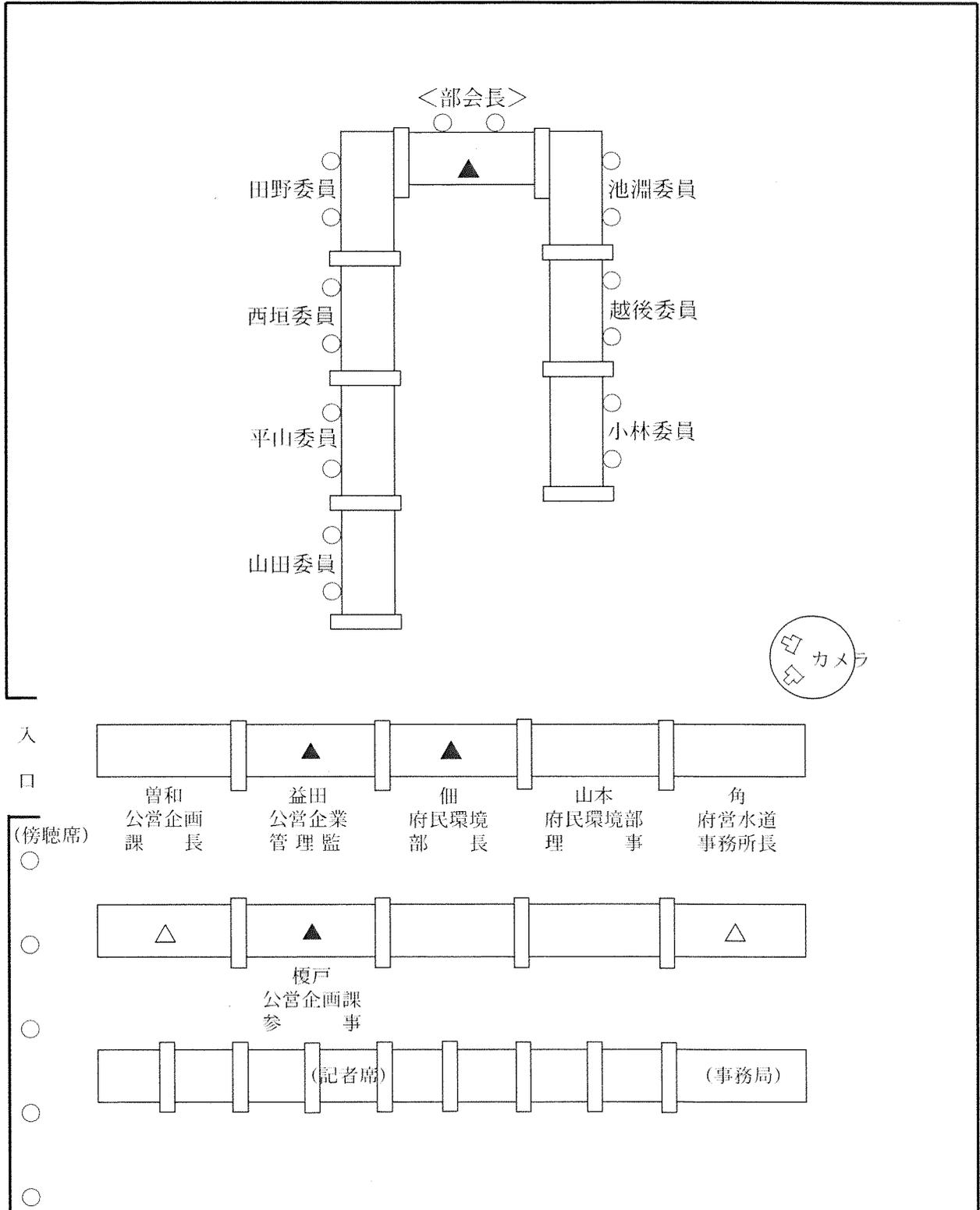
新・京都府営水道ビジョン検討部会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

	氏名	役職
審議会委員	池淵 周一	京都大学名誉教授
	佐藤 陽子	公認会計士
	田野 照子	八幡市女性会会長
	西垣 泰幸	龍谷大学経済学部教授 (経営審議会副会長)
	山田 淳	立命館大学名誉教授 (経営審議会会長)
専門委員	越後 信哉	京都大学工学部准教授
	笠原 伸介	大阪工業大学工学部教授
	小林 千春	同志社大学経済学部教授
	平山 修久	名古屋大学減災連携研究センター准教授

新・京都府営水道ビジョン検討部会 配席図

令和3年3月19日(金)
京都ガーデンパレス「祇園」



- ▲ : マイク(有線無線不問・スタンド付き) ×計4本
- △ : ワイヤレスマイク(スタンド付き)×計2本
- 凸 : Webカメラ □ : ついたて

【資料一覧】

資料1 : 新・京都府営水道ビジョンの着眼点

資料1-2 : 現行ビジョンの着眼点と取組方策の整理 (現行ビジョン抜粋)

資料2 : 新ビジョン構成案

資料3 : 新ビジョン策定のスケジュール

資料4 : 受水市町ヒアリングについて

(参考) : 京都府公営企業の組織等に関する規程

新・京都府営水道ビジョンの着眼点

1 現行ビジョンの着眼点

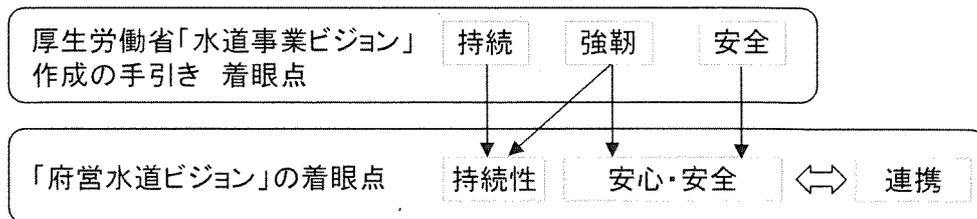
「持続性」：将来にわたり健全かつ安定的な事業運営を継続

「安心・安全」：様々なリスクに的確に対応し給水体制を確保

「連携」：受水市町や関係機関と連携した取組を展開

●ビジョン策定において厚生労働省が求める着眼点と府営水道ビジョンでの着眼点

厚生労働省が求める3つの着眼点については、府営水道ビジョンにおいて「持続性」、「安心・安全」とし、その実現強化のための「連携」についても着眼点として設定



2 第2次答申で示された課題

- ・ 府営水道と受水市町の適正な施設整備等の受水市町も参画した積極的な検討
- ・ 広域連携・広域化の推進のための具体的な検討

3 新ビジョンの着眼点

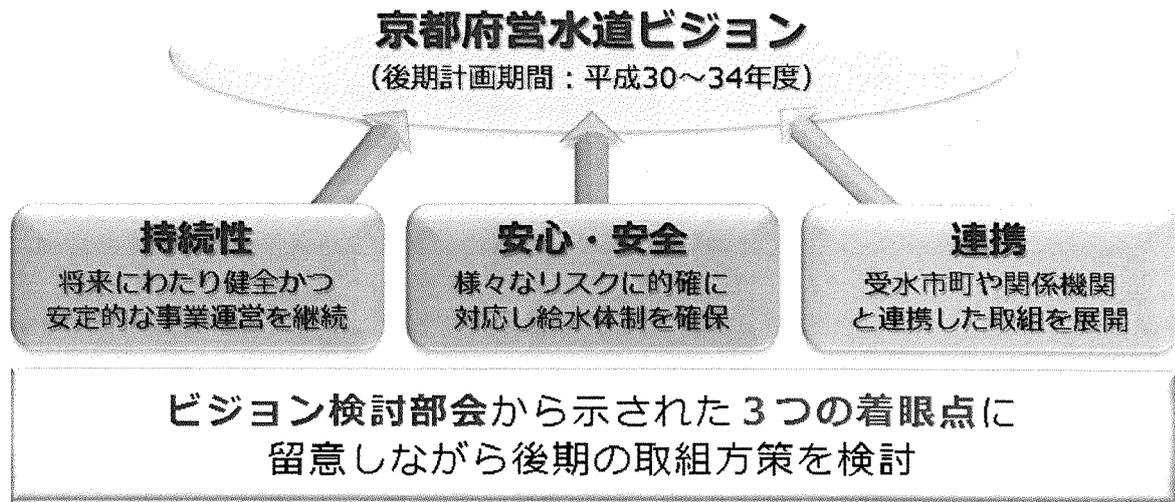
- ・ 現ビジョンでの着眼点「持続性」「安心・安全」「連携」を維持
- ・ 第2次答申を踏まえ、受水市町等との「連携」をより強化し、広域連携・広域化に向けた取組を推進することで、府営水道と受水市町全体の「持続性」と「安心・安全」の向上を図る

【重点的に検討すべき項目】

- 重点 ① 府営水道と受水市町全体の施設の適正規模と配置のあり方
(コストとリスクマネジメントのバランスを考慮した検討)
- 重点 ② 府営水道と受水市町全体の水道事業の経営形態や運営、人材確保等のあり方
- 重点 ③ 費用負担のあり方(建設負担水量の調整、使用料金の今後のあり方)
- 重点 ④ 水質管理の更なる強化

● 現行ビジョンの着眼点と取組方策の整理

【資料 1-2-② 3つの着眼点】



【資料 1-2-③ 着眼点からの整理】

府営水道ビジョン取組方策		持続性	安心・安全	連携	
2-1 将来の水需要と府営水道の適正規模	① 水需要の見通し	○		◎	
	② 府営水道施設の適正規模	○		◎	
2-2 安心・安全な給水体制の確保	リスク別対策	① 施設の老朽化対策・耐震化	○		
		② 電源喪失への対策		○	
		③ 水質管理の強化		○	○
		④ 濁水への対策	○		○
		⑤ 水害への対策		○	
	横断的取組	① 広域水運用の活用	◎	◎	◎
		② 危機管理体制の充実		○	○
		③ 人材育成・技術継承	○		○
		④ 環境対策の推進	○		
2-3 経営改善に向けた取組		◎			
2-4 費用負担のあり方		◎			
2-5 受水市町との連携・強固な信頼関係の構築		◎	◎	◎	
3 取組方策を通じた横断的視点		○	○	○	

※◎: 改訂に当たり、内容をより一層充実

新ビジョン構成案(現行ビジョンとの対比表)

現行ビジョン	新ビジョン(案)
<p>第1章 ビジョン改訂に当たって</p> <p>1-1 ビジョン改訂の趣旨</p> <p>1-2 ビジョン改訂の手順</p> <p> 前期取組状況の検証</p> <p> 有識者の意見反映</p> <p> 受水市町との連携</p> <p> 府民意見の反映</p> <p>第2章 府営水道としての取組方策</p> <p>2-1 将来の水需要と府営水道の適正規模</p> <p>2-2 安心・安全な給水体制の確保</p> <p> 【リスク別対策】</p> <p> 【横断的取組】</p> <p>2-3 経営改善に向けた取組</p> <p>2-4 費用負担のあり方</p> <p>2-5 受水市町との連携・強固な信頼関係の構築</p> <p>京都府営水道ビジョン検討部会集約意見</p> <p>第3章 取組方策を通じた横断的視点</p> <p> 視点① 様々な連携</p> <p> 視点② 上下水道を通じた水循環</p> <p> 視点③ 京都府の独自性</p> <p>第4章 ビジョンの推進等</p> <p>4-1 ビジョンの進捗管理</p> <p> (1) 数値目標の設定・進捗状況の把握</p> <p> (2) 府民意識調査の実施</p> <p> (3) 受水市町との連携・情報共有</p> <p> (4) 状況変化への柔軟な対応</p> <p>4-2 将来を見据えて</p>	<p>第1章 新・府営水道ビジョンの策定趣旨</p> <p>1-1 新ビジョン策定の趣旨</p> <p>1-2 新ビジョン策定の手順</p> <p> 旧ビジョン取組状況の検証</p> <p> 有識者の意見反映</p> <p> 受水市町との連携</p> <p> 府民意見の反映</p> <p>1-3 府営水道のこれまでの取組み(旧ビジョンの振り返り)と今後の課題</p> <p>第2章 府営水道の今後のあり方(課題解決に向けた取組方策)</p> <p>2-1 将来の水需要と府営水道と受水市町の適正な施設規模</p> <p style="text-align: right;">重点 ①</p> <p>2-2 安心・安全な給水体制の確保</p> <p> 【リスク別対策】 重点 ① 重点 ④</p> <p> 【横断的取組】 重点 ②</p> <p>2-3 経営改善に向けた取組</p> <p>2-4 費用負担のあり方 重点 ③</p> <p>第3章 経営戦略</p> <p>3-1 取組期間中の経営指標</p> <p>3-2 取組期間中の投資計画</p> <p>3-3 取組期間中の収支計画</p> <p>第4章 ビジョンの推進等</p> <p>4-1 ビジョンの進捗管理</p> <p> (1) 数値目標の設定・進捗状況の把握</p> <p> (2) 府民意識調査の実施</p> <p> (3) 受水市町との連携・強固な信頼関係の構築</p> <p> (4) 状況変化への柔軟な対応</p> <p>4-2 将来を見据えて</p>

時 期	審議会・部会
R3. 1. 27	第 10 回経営審議会 ビジョン策定、検討部会設置
3 月	第 1 回検討部会 ・ 部会長選出 ・ ビジョン構成案 ・ ビジョン策定方法
6 月	第 2 回検討部会 ・ 現ビジョンの評価、検証（その 1）
9 月	第 3 回検討部会 ・ 現ビジョンの評価、検証（その 2） ・ 今後の課題抽出
10 月	第 11 回経営審議会 ビジョン策定中間報告 （部会報告、現行ビジョンの総括）
12 月	第 4 回検討部会 ・ 課題別の取組方策、方向性（その 1） ・ 委員意見集約（その 1）
R4 4 月	第 5 回検討部会 ・ 課題別の取組方策、方向性（その 2） ・ 委員意見集約（その 2） ・ 経営戦略（その 1）
9～10 月	第 6 回検討部会 ・ 課題別の取組方策、方向性（その 3） ・ 委員意見集約（その 3） ・ 経営戦略（その 2）・フォローアップ
11 月	第 12 回経営審議会 ビジョン中間案報告、パブコメへ

受水市町ヒアリングについて

【実施時期】

令和 3 年 5 月頃

【ヒアリング項目】

- ・ 市町ごとの課題、将来見通し
水需要、人材確保、水質、経営（料金）問題
- ・ 施設整備（投資）計画
施設統廃合計画、耐震等老朽化対策計画
- ・ 府営水道の活用、受水割合について
- ・ アセット案（たたき台）に対する市町の考え
- ・ 広域連携、広域化についての考え方
- ・ 民間委託についての考え方
- ・ 府、ビジョン検討部会への意見、要望

(参考)

○京都府公営企業の組織等に関する規程

昭和39年4月1日
京都府公営企業管理規程第1号
改正 令和2年4月1日企管規程第1号

〔京都府企業局組織規程〕を次のように定める。
京都府公営企業の組織等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府公営企業の設置等に関する条例（昭和41年京都府条例第43号）第3条第2項に規定する府民環境部及び建設交通部並びに京都府営水道事業経営審議会及び京都府流域下水道事業経営審議会の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条～第27条 (略)

(京都府営水道事業経営審議会の会長及び副会長)

第28条 京都府営水道事業経営審議会（以下この章において「審議会」という。）に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、それぞれ委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第29条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の部会)

第30条 審議会に、専門の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員及び専門委員をもつて組織する。
- 3 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 4 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び専門委員の互選によりこれを定める。
- 5 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取)

第31条 審議会及び部会は、調査審議のため必要があるときは、関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(審議会の庶務)

第32条 審議会の庶務は、部において処理する。

(会長への委任)

第33条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第34条 (略)

附 則 (令和2年企管規程第1号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。